

容器包装を利用・製造・輸入する事業者の皆様へ

忘れていませんか？

※1

容器包装リサイクル法 で定めている義務を！

※1 正式名称：容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

容器包装リサイクル法は、容器包装廃棄物の減量化や再商品化（リサイクル）などのルールを定めた法律です。この中では消費者、市町村、事業者のそれぞれの役割が決められています。

容器包装を利用・製造・輸入する事業者には、以下の責務と義務が定められています。

(責務)

- ・繰り返し使用可能な容器包装の使用、過剰包装の抑制等の容器包装の使用の合理化により容器包装廃棄物の排出抑制
- ・分別基準適合物の再商品化等の促進

(再商品化義務)

- ・容器包装の利用・製造・輸入に係る帳簿の作成・保存(保存期間5年)
- ・容器包装廃棄物の再商品化（リサイクル）

(排出抑制の促進の義務)

- ・年間50ト以上容器包装を利用した小売事業者は、容器包装の使用量や排出抑制の取組状況の定期的な報告

再商品化義務がある事業者（特定事業者）

容器を利用・製造・輸入する事業者と包装を利用する事業者には、市町村が分別収集した容器包装廃棄物を引き取り、再商品化する義務があります。



容器を利用・輸入する事業者



包装を利用する事業者



容器を製造・輸入する事業者

規模の小さい事業者は、再商品化の義務が免除される場合がありますので再商品化義務の有無を、自己診断してみましょう。 <https://www.jcpra.or.jp/law/duty/specified/#check03>

再商品化の対象となる容器包装

■ ガラス製の容器

- ・無色のガラス製容器
- ・茶色のガラス製容器
- ・その他の色のガラス製容器など



■ プラスチック製容器包装

プラスチックボトル、発泡スチロールトレイ、発泡スチロールカップ、ハンバーガー等のプラスチック容器、スーパーのレジ袋、ラップフィルムなど



■ PETボトル

飲料・酒類・しょうゆ・しょうゆ加工品、みりん風調味料、食酢、調味酢、ドレッシングタイプ調味料に用いるPETボトル



※PET素材の容器であっても、上記以外のはプラスチック製容器包装になります。

■ 紙製容器包装

紙箱、紙袋、紙のトレイ、包装紙、材料にアルミ箔が使用されている飲料用パックなど



※段ボール、牛乳等の紙パックは対象外です。

※ 複数の素材から作られた容器包装は、もっとも重い素材に分類します。

▲ 業務用に販売されるものは再商品化の対象外です。

再商品化の方法

再商品化には、以下の3つの方法があります。

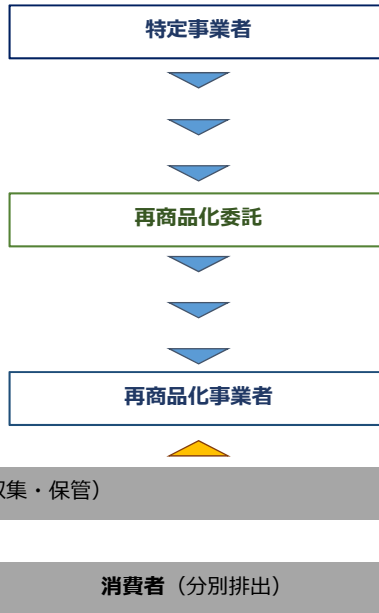
指定法人ルート

指定法人に再商品化を委託する方法です。
委託料金を支払い、再商品化を代行してもらいます。



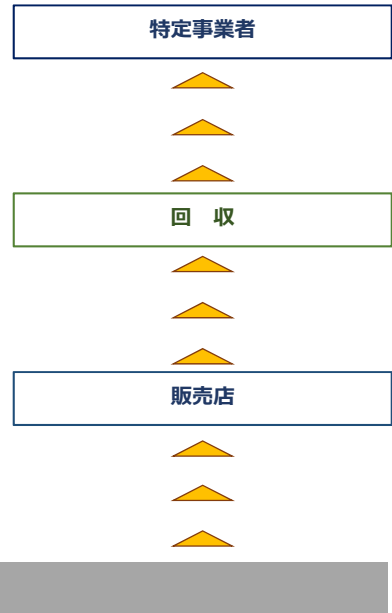
独自ルート

市町村が収集した容器包装廃棄物を事業者自らが引き受け、再商品化する方法です。
主務大臣の認定が必要です。



自主回収ルート

牛乳びんや一升びん等のリターナブル容器等を自ら又は委託して回収する方法です。
主務大臣の認定が必要です。



指定法人ルートとは、

市町村が分別収集・保管した容器包装廃棄物の再商品化を、容器包装リサイクル法に基づく指定法人「公益財団法人日本容器包装リサイクル協会」に再商品化委託料金を支払うことにより再商品化義務を履行する方法です。**ほとんどの事業者は、この方法を選択しています。**

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 <http://www.jcpra.or.jp/>



HPには、申込手続き、再商品化委託料の算出方法の他、パンフレットや関連の資料等が掲載されています。

■ 再商品化委託申込に関する問い合わせ先

オペレーションセンター TEL : 03-5610-6261
(受付時間 平日 10:00~17:00 (祝日を除く))

義務を果たさない場合の罰則

事業者が再商品化義務を果たさない場合、右記のプロセスを経て罰金が科されることがあります。

会社名の公表・罰金の適用に加えて、再商品化委託費用の支払いも求められます。

事業者としての義務を理解し、義務履行することが必要です。

主務大臣による指導、助言

主務大臣による勧告

主務大臣による公表

主務大臣による命令

100万円以下の罰金